

広島県制度融資（原則として一年以上の営業実績）

信用状況の概要	
---------	--

〒730-0011 広島市中区基町5番44号 広島商工会議所ビル6階 TEL082-228-0926(代)

広島県内各市の中小企業支援制度の概要

広島市中小企業融資制度 **HP** http://www.assist.ipc.city.hiroshima.jp/docs/h27_ichiran.pdf **お問い合わせ先** 広島市経済観光局産業振興部のものづくり支援課 TEL082-504-2237 (公財)広島市産業振興センター中小企業支援センター TEL082-278-8032 ただし、広島市中小企業協同組合融資の申込先は TEL082-277-6561

融資の種類		対象者	融資限度額	融資期間 (据置期間)	利率 (年)
一般貸付	一般振興融資	一般資金	運転・設備 7,000万円	10年以内 (1年以内)	2.10%
		高度化資金 (県高度化資金貸付の対象となる資金)	対象事業費の10%	県高度化資金貸付の融資期間と同じ	1.60%
	小規模事業融資	一般資金	運転・設備 1,250万円	10年以内 (1年以内)	
		小口零細企業資金	(注) 小口零細は保証協会に別口の保証残高がある場合、その保証付融資残高を含めて1,250万円	10年以内 (6ヵ月以内)	1.60%
新規事業貸付	新分野進出支援融資		運転・設備 1億円 (うち運転資金は5,000万円以内)	運転 10年以内 (1年以内)、設備 10年以内 (3年以内)	1.40%
	創業支援融資	一般資金	運転・設備 1,000万円	10年以内 (1年以内)	1.40%
		創業チャレンジ・ベンチャー資金	ただし、創業関連保証を利用するもので、認定特定創業支援事業の支援を受けたことについて、市に証明されたものは1,500万円とする		1.00%
	特別融資	セーフティネット資金			1.40%
貸付経営支援	景気対策特別融資 ※取扱期間：平成28年3月31日まで				1.20%
	借換融資 ※取扱期間：平成28年3月31日まで		運転 3,000万円	10年以内 (1年以内)	
			借換・運転 5,000万円 (運転資金は1,000万円以内)		2.10%
	借換融資 (特例) ※取扱期間：平成28年3月31日まで		借換・運転 7,000万円 (運転資金は 2,000万円以内)	10年以内	
政策貸付	特別融資	災害復旧資金 中山間地域・離島振興資金 環境保全資金 新成長ビジネス育成資金 障害者雇用支援資金 男女共同参画・子育て支援資金	運転・設備 7,000万円	10年以内 (1年以内)	1.20%
広島市中小企業協同組合融資 (広島市中小企業協同組合)			運転・設備 手形貸付、手形割引とも1,000万円	7年以内	2.10%

呉市中小企業融資制度 **HP** http://www.city.kure.lg.jp/kureinfo/topics080410_0500.html **お問い合わせ先** 呉市商工振興課 TEL0823-25-3815

融資の種類		対象者	融資限度額	融資期間	利率 (年) 保証料は保証協会所定の料率
経営安定資金	長期	長期的運転資金が必要なとき	運転 2,000万円	10年以内	1.80%
	短期	1年以内の短期資金が必要なとき	運転 1,000万円	1年以内	
	季節資金 (受付) 夏季 6月1日～8月31日 年末 11月1日～12月30日	夏季・冬季に一時的な資金が必要なとき	運転 500万円	6ヵ月以内	1.60%
	連鎖倒産防止	取引先の倒産により運転資金が必要なとき	運転 1,000万円	10年以内	1.15%
	災害復旧	災害等により受けた被害の復旧資金が必要なとき	運転・設備 1,000万円	10年以内	1.15%
	景気対策特別	円高等の影響により業績悪化しているために運転資金が必要なとき	運転 2,000万円	10年以内	1.15%
小規模事業資金		小規模事業者が小口資金をより有利な条件で必要なとき	運転・設備 800万円	5年以内	1.30%
創業支援資金		独立開業の資金が必要なとき			1.15%
		呉市インキュベーション施設入居者が事業資金が必要なとき	創業者又は創業後5年未満の中小企業者	10年以内	1.00%
ものづくり技術伝承資金		ものづくり技術の伝承や高度化のために資金が必要なとき	創業者又は創業後5年未満の中小企業者かつ呉市インキュベーション施設入居者		
職場環境改善資金		福利厚生、労働環境改善、ワークライフバランスの推進等のための資金が必要なとき	運転・設備 2,000万円	10年以内	1.15%
設備近代化資金		事業拡大等のために設備資金が必要なとき	運転 (ワークライフバランスのみ) 1,000万円	10年以内	1.30%
公害防止資金		公害防止のための設備資金や運転資金が必要なとき	設備 5,000万円	10年以内	1.80%
公害防止資金 (アスベスト対策)		アスベスト対策の資金が必要なとき	設備 3,000万円 組合 5,000万円	10年以内	1.30%
協同組合融資		組合及び組合員の運転資金が必要なとき	公害防止の運転・設備 1,000万円	10年以内	1.15%
商店街等振興資金		商店街の事業者や新規事業者が資金が必要なとき	公害防止の運転・設備 2,000万円	1年未満	1.60%
高度化事業等資金		高度化事業等を実施するための資金が必要なとき	運転 1組員につき2,000万円	5年以内	1.80%
		独立行政法人中小企業基盤整備機構法に規定する高度化事業等を実施する組合	運転 1,000万円 設備 3,000万円	10年以内	1.30%
		要綱に定めるところによるが1組員当たり700万円以内		10年以内	1.80%
借換支援資金		既往借入金の借換のための資金及び新たに運転資金が必要なとき	5,000万円 (既往保証付き借入金残高を限度額とし返済資金以外の運転資金は、1,000万円を限度額とする)	10年以内	1.15%

竹原市中小企業融資制度 **HP** <http://www.city.takehara.lg.jp/> **お問い合わせ先** 竹原市産業振興課 TEL0846-22-7745

融資の種類	対象者	融資限度額	融資期間	利率 (期間) ※保証料は基本保証料率から10%低減した料率
竹原市中小企業融資制度	市内中小企業者	運転 1,500万円、設備 1,500万円 季節 (夏季) 500万円、季節 (年末) 500万円	運転 5年以内、設備 7年以内、季節 6ヵ月以内	運転 5年以内 1.80% (ただし1年以内及び信保付 1.20%) 設備 7年以内 1.80% (ただし信保付 1.20%) 季節 6ヵ月以内 1.20%

三原市中小企業融資制度 **HP** <http://www.city.mihara.hiroshima.jp/index.html> **お問い合わせ先** 三原市商工振興課商工振興係 TEL0848-67-6072

融資の種類	対象者	融資限度額	融資期間 (据置期間)	利率 (年)
中小企業融資	市内において事業を行う中小企業信用保険法 (昭和25年法律第264号) 第2条第1項第1号及び第1号の2に定める中小企業者であって次に該当する者 1. 市内に事業所を有し、1年以上同一事業を営んでいる者 2. 市税を完納している者	2,000万円以内	長期運転 3年超10年以内 (6ヵ月以内可) 設備 3年超10年以内 (6ヵ月以内可) 短期運転 3年以内 (6ヵ月以内可)	1.50% 1.00%
中小企業組合等融資	市内に事業所を有する中小企業等協同組合等により設立された組合及びその構成員 (事業協同組合・企業組合・協業組合・商工組合・商店街振興組合・商店街振興組合連合会)	組合2,000万円以内、構成員1,000万円以内 ※原則として運転資金	7年以内	1年未満 1.80% 1年以上 2.0%

尾道市中小企業融資制度 **HP** http://www.city.onomichi.hiroshima.jp/www/business/result.jsp?life_genre=138 **お問い合わせ先** 尾道市商工課商工振興係 TEL0848-38-9182

融資の種類	対象者	融資限度額	融資期間 (据置期間)	利率 (年) (保証付)
尾道市中小企業融資制度	市内に事業所を有し、1年以上事業を営む、納税成績良好な中小企業者または事業協同組合等	普通貸付 会社・個人 1,500万円、事業協同組合等 1,800万円	7年以内 (6ヵ月以内)	短期 2.10% (1.70%) 以下 長期 2.30% (1.90%) 以下
		小口貸付 会社・個人 500万円		短期 2.00% (1.60%) 以下 長期 2.30% (1.90%) 以下
		設備 会社・個人 2,500万円、事業協同組合等 2,800万円		2.30% (1.90%) 以下

福山市中小企業融資制度 **HP** <http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/sangyou/41752.html> **お問い合わせ先** 福山市経済環境局経済部産業振興課 TEL084-928-1040

融資の種類	対象者	融資限度額	融資期間 (据置期間)	利率 (年) (保証付)
経営安定資金	1. 市内で1年以上同一事業を営む中小企業者 2. 市内に1年以上住所を有する 3. 市税を完納している 4. 広島県信用保証協会の保証対象事業に該当する	5. 取引停止処分を受けていない 6. 信用保証協会の代弁による債務を負担していない 7. 返済能力を有する	運転・設備 3,000万円 (運転・設備の各限度額は、1,500万円とする。)	7年 (運転 6ヵ月、設備 1年)
益・年末資金 (申込) 益 6/1～8/10 年末 10/1～12/18			運転 1,000万円	6ヵ月
小規模事業資金	上記1～7及び 8. 常時使用する従業員が30人以下 (商業・サービス業は10人以下)		運転・設備 750万円	6年 (6ヵ月)
協同組合等資金	1. 市内で1年以上同一事業を営む組合等及び構成する中小企業者 及び 上記2～7 (組合等とは事業協同組合・企業組合・協業組合・商工組合・商店街振興組合・商店街振興組合連合会)		運転・設備 組合等 3,000万円 構成員 1,500万円	運転 3年、設備 7年
工場移設資金	1. 中小企業振興条例により指定を受けた中小企業者又は組合等 及び 上記1～7		設備 3,000万円 (所要金額の80%以内)	10年 (2年)
創業支援資金	1. 過去に事業を営んでいない創業予定者若しくは創業後5年未満の中小企業者 (分社化を含む) 2. 市内に1年以上住所を有する個人又は市内に本店を有する会社 3. 市内で事業を開始する 及び 上記3～7 ----- 上記創業者で次のいずれかの条件に該当するもの 1. 当初的又は独創的な事業 (製品・技術・サービス) である旨福山商工会連所又は広島県商工会連合会東部支所の認定を受けている 2. 市補助 (新事業創出支援事業) を受けている		運転・設備 1,000万円 創業予定者は自己資金を限度とする。 創業・ベンチャー併せて1,500万円を限度	運転・併用 5年 (1年)、設備 7年 (1年)
ベンチャー企業支援資金				1.50% (1.20%)
中心市街地活性化特別資金 ('17年3月31日まで)	1. 店舗の魅力向上させるための新たな取り組み計画を作成し、その計画が適当である旨 商工会議所の認定を受けている 2. 中心市街地に小売・飲食・サービス業など一般の消費者を顧客とする事業を営む 及び 上記1～7	運転 中小企業者 1,500万円・組合等 4,000万円 設備 中小企業者 3,000万円・組合等 8,000万円	運転・併用 5年 (1年)、設備 10年 (1年)	1.70% (1.40%)
環境保全資金	上記1～7 及び 次の融資対象 ・公害防止施設の設置又は改善、低公害車の購入、アスベスト除去工事 ・公害防止のために行う工場・事業場の建替え又は移転 ・地球環境保全 (オゾン層保護、地球温暖化防止) に資する施設	設備 2,000万円 ※法令指導の場合 3,000万円 (土地は総事業費の50%以内)	7年 (1年)	1.70% (1.40%)
産業団地企業立地資金 ('17年3月31日まで)	1. 福山北産業団地、新市工業団地、箕沖産業団地 又は びんごエコ団地に進出 2. 引き続き1年以上同一事業を営んでいる 及び 上記3～7	設備 2億円 (対象経費の総額の65%以内)	10年 (3年)	1.70% (1.40%)

府中市中小企業融資制度 **HP** <http://www.city.fuchu.hiroshima.jp/> **お問い合わせ先** 府中市役所産業活性化課商工係 TEL0847-43-7190

融資の種類	対象者	融資限度額	融資期間 (据置期間等)	利率 (年)
府中市中小企業融資制度	①市内に事業所又は住所を有し、1年以上同一事業を営んでいること ②広島県信用保証協会の保証対象業種であること ③市税を完納していること	運転 3,000万円	10年以内 (6ヵ月以内を含む)	1年以内 1.80%以下 10年以内 2.10%以下
		設備近代化 2,000万円 (特別な場合は3,000万円)	10年以内 (1年の据置期間を含む)	2.10%以下
		小口零細企業事業 750万円 (ただし、他の保証付き融資残高との合計額が1,250万円以内に限る)	10年以内 (6ヵ月以内の据置期間を含む)	1.70%以下

三次市中小企業融資制度 **HP** <http://www.city.miyoshi.hiroshima.jp> **お問い合わせ先** 三次市産業環境部商工労働課 TEL0824-62-6171

融資の種類	対象者	融資限度額	融資期間 (据置期間)	利率 (年) (保証付) ※保証料は創業等関連 年0.7%、その他 年0.45%～1.71%
三次市創業支援資金金融制度	【一 般】 事業開始後、1年未満の中小企業者 【創業等関連】 市内で新たに事業を営もうとする者、又は市内に主たる事業所を有する創業後1年未満の中小企業者であり所定の要件に該当するもの・市税を完納している者	運転・設備 3,000万円 (一般と創業等関連を合わせた額) (創業等関連は1,500万円)	【一 般】 運転 5年以内 (1年以内を含む) 設備 10年以内 (3年以内を含む) 【創業等関連】 運転 5年以内 (1年以内を含む) 設備 7年以内 (1年以内を含む)	2.10%以下 (1.70%以下)
三次市小規模事業資金金融制度	・市内に主たる事業所を有する者 ・1年以上継続して同一事業を営んでおり、小規模事業者 (小規模事業資金金融)、中小企業者 (中小企業経営安定資金金融) の要件を満たす者	運転・設備 500万円	7年以内 (6ヵ月以内を含む)	3年以下 1.70%以下 3年以上 1.90%以下
三次市中小企業経営安定資金金融制度	・広島県信用保証協会の保証対象業種に該当する者 ・市税を完納している者	運転・設備 1,000万円		3年以下 2.20%以下 (1.80%以下) 3年以上 2.40%以下 (2.00%以下)

庄原市中小企業融資制度 **HP** <http://www.city.shobara.hiroshima.jp/industry/shokogyo/post-59.html> **お問い合わせ先** 庄原市商工観光課商工振興係 TEL0824-73-1178

融資の種類	対象者	融資限度額	融資期間	利率 (年) (保証付) ※保証料は0.45%～1.71%
庄原市中小企業資金金融制度	次に該当する中小企業者、協同組合等 ①市内で1年以上同一事業を営んでいること ②返済能力を有すること ③金融機関から取引停止処分を受けていないこと ④市税を完納していること	運転 1,000万円、設備 1,500万円 (※所要資金の70%以下土地取得費は除く。設備の設置場所は、市内であること。)	10年以内	2.10% (2.60%)

大竹市中小企業融資制度 **HP** <http://www.city.otake.hiroshima.jp/clink/0838yusiseido.html> **お問い合わせ先** 大竹市総務部産業振興課商工振興係 TEL0827-59-2131

融資の種類	対象者	融資限度額	融資期間 (据置期間)	利率 (年) (保証付) ※保証料は信用保証協会所定の料率
大竹市中小企業融資	・大竹市税の納税成績が良好であること。 ・大竹市内で小規模の事業を1年以上営んでいること。	運転 1,500万円、設備近代化 2,000万円	運転 7年以内 (6ヵ月以内) 設備近代化 10年以内 (6ヵ月以内)	運転 1年以内2.00% (1.30%)、1年超5年以内2.30% (1.60%)、5年超7年以内2.40% (1.80%) 設備近代化 7年以内2.50% (1.80%)、7年超10年以内2.60% (2.10%)

東広島市中小企業融資制度 **HP** <http://www.city.higashihiroshima.hiroshima.jp/soshiki/31/> **お問い合わせ先** 東広島市産業部商業観光課 TEL082-420-0941

融資の種類	対象者	融資限度額	融資期間 (据置期間)	利率 (年) ※保証料は信用保証協会所定の保険料率から520%の低減措置あり
一般融資	①市内に主たる事業所を有する中小企業者で、原則として引き続き1年以上同一事業を営んでいる者。 ②市税を完納していること。	運転・設備 2,000万円以内	短期 1年以内 (6ヵ月以内を含む) 長期 7年以内 (6ヵ月以内を含む)	短期 1.60% 長期 1.80%
特別融資 / 新事業促進支援資金	①一般融資の条件を満たすこと。 ②次のいずれかに該当し、事業拡大に伴い資金が必要な者。 (1) 株式会社広島テクノプラザ、広島起業化センタークリエイトコア、東広島試作開発型事業促進施設若しくは東広島市新産業創造センターに現に入居している者又は過去5年以内に入居していた者。 (2) 市補助 (環境関連製品・技術等開発促進事業・ものづくり新事業展開支援事業) を受けている者又は過去5年以内に受けていた者。 (3) 市ものづくり優良企業表彰を過去5年以内に受けた者。	運転・設備 500万円以内 (一般融資と併用する場合は、合計金額が2,000万円以内)	短期 1年以内 (6ヵ月以内を含む) 長期 7年以内 (6ヵ月以内を含む)	短期 1.30% 長期 1.60%
特別融資 / 創業支援資金	①中小企業者として市内に主たる事業所を設け、現に新たに事業を営もうとする者、又は市内に主たる事業所を有し、事業の開始の日から1年を経過しない中小企業者。 ②市税を完納していること。	運転・設備 500万円以内 (一般融資と併用する場合は、合計金額が2,000万円以内)	運転 5年以内 (12ヵ月を含む) 設備 7年以内 (12ヵ月を含む) ※併用の場合は5年以内	1.60%
特別融資 / 経営環境変化対応資金	①一般融資の条件を満たすこと。 ②最近3ヵ月の売上高が前年同期の売上高に比べて10%以上減少している者、又は、中小企業信用保険法第2条第5項第5号に該当し、かつ、同号に該当することについて市長の認定を受けた者。	運転 1,000万円以内 (一般融資と併用する場合は、合計金額が2,000万円以内)	7年以内 (12ヵ月以内を含む)	1.30%

廿日市市中小企業融資制度 **HP** http://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/jigyosho/jigyosho_kigyoshoen/yushi/chusho/index.html **お問い合わせ先** 廿日市市環境産業部商工労働課 TEL0829-30-9140

融資の種類	対象者	融資限度額	融資期間 (据置期間)	利率 (年) (保証付) ※保証料は信用保証協会所定の保険料率から20%の低減措置あり
一般融資	①市内に事務所、店舗又は工場を有しており、引き続き1年以上同一事業を営んでいること。	運転・設備 2,000万円	10年以内 (1年)	2.17%以内 ※1年以内2.07%以内 (1.67%以内 ※1年以内1.57%以内)
小口融資	②市税を完納していること。	運転・設備 500万円 (一般融資と小口融資を併せて、1企業者につき2,000万円)	5年以内 (1年)	2.07%以内 ※1年以内1.97%以内 (1.57%以内 ※1年以内1.47%以内)

江田島市中小企業支援制度 **お問い合わせ先** 江田島市産業部商工観光課 TEL0823-40-2771

制度の種類	対象者	助成内容
江田島市商工業等振興資金補助金	江田島市に事業所を有し、江田島市商工会の会員であること。江田島市商工会が窓口となって、金融機関から借入入れる設備資金及び運転資金。	借り入れ額の1%以内。(限度額、設備資金30万円、運転資金15万円)